

2025年度 第8回 理事会 抄録

日 時： 2026年3月7日（土） 9:30～14:52

場 所： 日本理学療法士協会会館

出席者

理 事： 齊藤、大工谷、吉井、佐々木、高橋、湯元

白石、板倉、谷口、長谷川、森本

伊藤、内山、江草、大西、岡持、小川、沖原、大西、永野、野崎、松井、山根

監 事： 太田、櫻田、辺土名

欠席者

理 事： 熊崎

監 事：

I. 審議事項

(全9題)

1.第62回日本理学療法学会学術研修大会 in 福島の企画案・予算案について (第62回日本理学療法学会学術研修大会 舟見大会長)	承認
第62回日本理学療法学会学術研修大会 in 福島の企画案・予算案について審議がなされ、総員賛成で承認された。	
(主な内容)	
第62回日本理学療法学会学術研修大会 in 福島の企画・予算案を作成したので、審議いただきたい。	
(主な意見)	
・プログラム1日目の「回復期」について、地域医療構想を踏まえて、「包括期」の観点で検討いただきたい。	
・60回大会の際に病院団体を呼んで話してもらうことについて喜んでもらえた。各領域を推進するうえで、他団体と共に進める企画も非常に有効であると思われるため、検討いただきたい。	
・機器展示や書籍展示等賛助会員が参加しやすい仕組みが構築されている点は、評価できる。	
2.2025年度（第44回）協会賞受賞者の承認について (白石専務理事)	承認
2025年度（第44回）協会賞受賞者の承認について審議がなされ、総員賛成で承認された。	
(主な内容)	
都道府県理学療法士会からの推薦者48名と事務局からの推薦者2名について、表彰委員会で審査承認された。については、表彰規程第5条第1項に則り、協会賞受賞者50名をご承認頂きたい。	
(主な意見)	
特になし	

3.協会名誉会員の推薦について	(白石専務理事)	承認
<p>協会名誉会員の推薦について審議がなされ、総員賛成で承認された。</p> <p>(主な内容)</p> <p>都道府県理学療法士会より推薦のあった下記 13 名について、これまでの協会・士会活動や功績等を検討し名誉会員規程の推薦基準を満たすことから、名誉会員として総会に推薦することを承認いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県理学療法士会 柳澤 健 氏 ・ 埼玉県理学療法士会 清宮 清美 氏 ・ 千葉県理学療法士会 西山 晴彦 氏 ・ 千葉県理学療法士会 吉田 久雄 氏 ・ 千葉県理学療法士会 井田 興三郎 氏 ・ 千葉県理学療法士会 宮前 信彦 氏 ・ 東京都理学療法士協会 野本 彰 氏 ・ 東京都理学療法士協会 高田 治実 氏 ・ 新潟県理学療法士会 五十嵐 進 氏 ・ 新潟県理学療法士会 深川 新市 氏 ・ 広島県理学療法士会 梶村 政司 氏 ・ 山口県理学療法士会 砥上 恵幸 氏 ・ 鹿児島県理学療法士会 内匠 正武 氏 <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名誉会員について、規程に基づき本会主催の学会・研修会などの参加費が無料になっているが、定時総会に出席して意見は言えるのか。→規程では定時総会出席については記載していない。 		

4.2026 年度障がい者団体助成事業 助成団体の採択について	(長谷川常務理事)	承認
<p>2026 年度障がい者団体助成事業 助成団体の採択について審議がなされ、総員賛成で承認された。</p> <p>(主な内容)</p> <p>本事業は「障がい者団体助成事業実施要綱」に基づき、障がい者（児）の社会参加の促進および地域共生社会の実現に資する事業を支援することを目的に実施している。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>R7.11/10 公募開始</p> <p>R8.1/8 申請受付締切</p> <p>R8.1～2 月 部会にて書面審査</p> <p>R8.2/4 選定部会合議（団体決定）</p> <p>R8.2/13 助成候補 5 団体内定</p> <p>R8.3/7 理事会 審議承認</p> <p>2026 年度障がい者団体助成事業について、募集要項に基づき公募を行った結果、23 団体より助成交付申請があった。これらの申請については、「障がい者団体助成事業選定規程」第 6 条に基づき、部員 5 名により構成された選定部会において、以下の観点から厳正な審査を実施した。</p> <p>【審査観点】</p>		

- ・実施要綱および募集要項に定める助成対象団体・事業要件への適合性
- ・事業の公益性および社会的意義
- ・障がい者（児）の社会参加促進への具体的寄与
- ・リハビリテーションの発展への貢献可能性
- ・事業計画の実現可能性および財政的妥当性
- ・継続性・波及効果

その結果、評価点の上位団体について協議を行い、総合的判断のもと、以下5団体を助成候補団体として選定した。

【助成候補団体（得点上位5団体）】

- ・ PD Place
- ・ 京都障害福祉デジタル化推進協会
- ・ 愛媛県障害者連絡協議会
- ・ 精神障害当事者会ポルケ
- ・ 視覚障害者団体さくらんぼ

以上の5団体を2026年度障がい者団体助成事業の助成団体として採択することについて、理事会の承認を求める。

(主な意見)

- ・ 選定後に助成金を支給するが、支給後にどう障がい者の方々にとって有意義な活動がなされたか、会員向けに広報してもよいのではないか。

5.2026年度事業計画・予算案「公益目的事業の種類及び内容、収益事業の内容について記載した書類」の承認について

(白石専務理事)

承認

2026年度事業計画・予算案「公益目的事業の種類及び内容、収益事業の内容について記載した書類」の承認について審議がなされ、総員賛成で承認された。

(主な内容)

2025年4月からの公益法人制度改正より、内閣府への定期提出書類の事業計画書等の提出については、①「事業計画書」、②「収支予算書」、③「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」の他に、④「公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類」についても理事会承認が必要となった。

2026年1月10日に開催された第7回理事会での議案「2026年度事業計画及び予算案について」にて①～③については承認をいただいたところだが、④について内閣府へ提出する資料としての承認を得ていなかったため、ご審議をお願いします。

(主な意見)

- ・ 資料の「公益目的事業及び収益事業について」にある、収益事業等が「収1 会員向け福利厚生事業」となっているが、「法人の事業について」に記載の収益事業では「他1 会員向け福利厚生事業」となっている。本事業は収益事業には当たらないと思うが、いかがか。→記載誤りである。正しくは「他1」が正しいので訂正する。

6.役員賠償責任保険契約の理事会承認について (斉藤会長)	承認
<p>役員賠償責任保険契約の理事会承認について審議がなされ、総員賛成で承認された。</p> <p>(主な内容)</p> <p>2021年3月1日、改正一般法人法が施行され、補償契約及び役員等のために締結される保険契約（一般法人法118の2、198の2）の改正事項において、法人として損害保険会社と同保険契約を締結する場合は、下記の①～⑤の事項において、理事会承認を得れば利益相反行為の問題が適用されないこととなった（同法118の3②）。</p> <p>については、法律上の定めるところにより次の事項をご承認いただきたい。</p> <p>①保険内容：役員賠償責任保険＊ ②役員等の範囲：理事および監事 ③保険金額：195,000円 ④引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 ⑤保険期間：2026年5月1日～2027年5月1日まで 1年間</p> <p>*補償内容の概要) 役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金が支払いされる。（支払限度額：1億円／自己負担額なし）</p> <p>(主な意見) 特になし</p>	

7.2026（令和8）年度役員報酬額（理事）の決定について (斉藤会長)	承認
<p>2026（令和8）年度役員報酬額（理事）の決定について審議がなされ、総員賛成で承認された。</p> <p>(主な内容)</p> <p>役員報酬等及び費用の支給に関する規程第4条により、役員報酬は別表の範囲内で理事会にて決議により決定することになっているため、理事会の承認を求めたい。</p> <p>現在決定されている報酬額は、2026（令和8）年3月31日迄のものであるため、2026（令和8）年4月1日からの理事報酬額について決定する必要がある。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員報酬については上限額の範囲内で決定できるが、委員会で精査した結果として上限額をそのまま運用する方針となった。しかし、会員からは上限内であれば減額も可能ではないかという議論が繰り返されてきた経緯があり、このままでは「何も変わっていない」と受け取られる可能性がある。そのため、上限額を尊重して決定したという検討プロセスを、会員に分かる形で明記しておくべきではないか。 役員報酬規定はここ数年議論が繰り返されているものの、結果として変更されていない。変更の必要性自体の判断は別として、上限額の扱いや年齢などについて議論があったにもかかわらず、その経過や結論が明確に示されていないため、同じ議論の繰り返しになっている可能性がある。理事懇談会での議論だけで済ませるのではなく、議論の内容や結論を文書として整理し、理事会に示すべきではないか。 役員報酬については、常任理事会でも KPI 導入や年齢要件、財政状況の評価など様々な案を検討したが、デメリット等も踏まえて最終的に変更には至らなかった。こうした検討プロセスや具体的な議論内容を示して 	

説明すれば、理解を得やすくなるのではないか。

8.政策参与の委嘱について

(斉藤会長)

継続

政策参与の委嘱についての議題については、今回は取り下げとなった。

(主な内容)

政策参与委嘱規程第4条に基づき、政策参与(1名)の委嘱について、理事会の承認を得たい。

(主な意見)

- ・政策参与規程第2条の各号に該当する者としているが、(3)は今回の衆議院選挙では個人として立候補されており、日本理学療法士連盟の組織代表ではないかと思うがいかがか。
- ・ルールから申し上げると、東京都選挙区から立候補されており、純粹には組織代表ではない。日本理学療法士連盟での機関決定をすればよいのではないか。
- ・決定プロセス及び被推薦者の意思確認も明確にすべきではないか。
- ・時期的に急いでいるのであれば別であるが、先に日本理学療法士連盟の機関決定が済んでから本議題を再度上程した方がコンプライアンス的にも良いのではないか。
- ・個人名を前提にルール変更を議論する進め方には違和感があり、手順が適切でない可能性がある。また、「組織代表」という位置づけ自体の必要性についても根本的な議論が必要であり、将来理学療法士が議員になる場合の扱いなども含め、慎重に検討すべきである。さらに、政策参与規定には報酬に関する記載がなく、その点も問題ではないか。
- ・予測できない事情を理由に、その場で事象に合わせてルールを変更する進め方は望ましくなく、既存のルールは尊重すべきである。組織代表の決定は日本理学療法士連盟が先行し、協会が追認する手順となっているため、連盟の手続きがないまま協会が先行するのは適切ではない。コンプライアンスの観点からも、まずルールを遵守し、不都合がある場合は先にルール自体を改定すべきである。

9.新入会員の承認について(動向報告および賛助会員の入退会等含む)

承認

(斉藤会長、大工谷副会長、吉井副会長、佐々木副会長、高橋副会長、湯元副会長)

新入会員の承認について審議がなされ、総員賛成で承認された。

(主な内容)

定款第6条により、2025年12月2日～2026年2月1日の間、新たに申請をした

正会員299人について承認をお願いする。また、賛助会員の入会2件についても承認をお願いする。

なお、復会者93名、休会者2,414名、退会者1,340名、併せて賛助会員の退会1件であったことを報告する。

<賛助会員 入会>※2026年4月1日付入会

●株式会社 薬ゼミ情報教育センター

【事業内容】

開発コンサルタント事業

薬局経営サポート

【入会理由】

弊社は、医療法人・社会福祉法人・学校法人を有する「MIZUHO グループ」の関連会社です。現在、理学療法を中心としたリハビリテーション事業の海外展開を進めており、さらなる事業拡大と発展を目指しております。このたび、理学療法士の専門的知識と技能の向上、ならびに理学療法の国際的発展に寄与することを目的

として、貴会に入会を希望いたします。

●軽井沢ラジオ大学

【事業内容】

教育・教養インタビュー番組の放送

【入会理由】

貴会の協会理念に賛同し、入会させていただきます。

<賛助会員 退会>

【豊和 ES 株式会社】

●退会理由

医療事業廃止に伴い、活動終了のため。

※2019年入会

(主な意見)

・休会者数の人数が多いことが懸念点である。2027年度から休会者に対してのシステム維持費という形で追加費用を徴収することになるが、制度について、できるだけ早く会員に伝達する必要があるのではないか。いわゆる休会手続前に、休会中に費用がかかることや、費用のかかり方の期間について、休会申請の時期によっては、違和感を感じることもあるため、会員への情報の可視化を検討いただきたい。

→本制度の周知については、昨年ハガキで一度周知済。また4月のJPTAニュースでも周知する予定。今年の時期は未決定であるが、追加で会員向けの郵送物にも案内を行う予定である。

II. 報告事項

(全 12 題)

1. 2026 (令和 8) 年度役員報酬額 (監事) の決定について (太田監事、櫻田監事、辺土名監事)

2026 (令和 8) 年度役員報酬額 (監事) の決定について、報告がなされた。

(主な内容)

役員報酬等及び費用の支給に関する規程第 4 条により、監事の報酬は別表の範囲内で監事の協議により決定することになっている。

この度、監事内にて協議した結果、従来の規程に異論無しとのことで、下記期間の報酬額を決定したことを報告する。

(主な意見)

特になし

2. 令和 9 年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定要望書について【中間報告】 (佐々木副会長)

令和 9 年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定要望書について【中間報告】について、報告がなされた。

(主な内容)

令和 9 年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定の要望書について、検討会の意見を取りまとめたので報告する。

(主な意見)

・自立支援と重度化防止目的生活機能向上連携の普及率は全体の 1%程度と低く、理学療法士が生活機能訓練指導員として何を行うべきか明確化することが重要であり、理学療法士独自の視点で動くことが出来る配置を考えるべきである。

・協会から国民の医療や介護の質の向上、社会保障費の軽減に繋がるように要望するべきだ。

・上層部は働き方の改善や一新を取り入れようとしているが、現場との乖離が認められる。丁寧なチュートリアルを提示することで会員の組織率や職能政治活動の原動力になるのではないかと。

・世代間ギャップや教育内容の違いも含めて、研修を行う際はそういったことも加味して考えれば組織全体のレベル向上に繋がるだろう。

・処遇改善は会員にとっては重要だが、他団体目線では国民の健康に寄与していくことが重要である。結果的に処遇改善に繋がるという見せ方にしなければならない。

・予算に対するインパクトは一つ一つの要望に対してつけていくべきであり、特に重点的な部分についてはより明確に示すことが重要である。

・新たな地域医療構想に関して、入院時の情報が重要であるため、介護側にも多職種連携で入り精度の高い情報を医療側と介護側で共有できれば早期に入院治療計画も立ち、退院の方向性も早く考えられる点で有効である。

・処遇改善や理学療法士がそこに関わることの意味の示し方として、「リハビリテーション前置」の具体的な取り組みを用いるのはいかがか。

・議連に協力を願い、総理官邸で 20 分ほど説明を行い、総理から順々に要望が降りていくようなことが出来ないか模索中である。

・診療報酬では疾患別の専従・病棟配置が重要となり、医療・介護・障害福祉の連携が進む中、理学療法士が

介護・障害福祉領域で働きやすい制度設計が鍵となる。新たに成立した高次脳機能障害者支援法により医療から新法への移行に加算が付く可能性が浮上しており、受け皿不足が議論される中で、理学療法士が高次脳を受け皿となる施設・サービスを担うのも一つの方法である。

- ・理学療法士はある程度各種保険について知識がなければ働くことが出来ない時代が来るのではないかという危機感がある。そこに協会が必要であるという大きな方向性になるような制度作りをしていただきたい。
- ・対象となる交渉団体や職種はどこかというのは、部会から提示いただけるとありがたい。
- ・他団体に向けた情報の出し方と会員に向けた情報の出し方が同一であることが問題ではないか。表題の並び順を含めて、会員への情報の出し方は慎重になるべきである。
- ・日本理学療法士連盟が、より声を出して提言し、かつ協会と一体化して動くべきである。

3. 理学療法士の名称使用に関する各種対応について

(佐々木副会長)

理学療法士の名称使用に関する各種対応について、報告がなされた

(主な内容)

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会の広報物等において、理学療法士の名称の使用について、資格の有無が分かりにくい表現、あるいは誤解を生じるおそれのある表記が一部確認されたため、是正依頼等の対応を行った。ラグビーフットボール協会からは是正を行う回答をいただいたため報告する。

また、ペトリハの市場において、「理学療法」「理学療法士」の名称使用が行われているところ、理学療法士法及び作業療法士法の第十七条（名称の使用制限）に抵触しないか、厚生労働省医政局医事課に対して令和7年9月9日に照会を行い、令和8年2月5日に回答をいただいたので報告する。

(主な意見)

- ・スポーツ現場では長く「トレーナー」と一括りにされてきたが、今回の名称整理によって理学療法士の専門性を明確に示せるようになった。アジア大会組織委員会作成の資料でも「理学療法士」「トレーナー」と区分されており、スポーツ分野で専門性を発信する大きな機会となっている。
- ・動物理学療法士の名称についても懸念があったが、厚生労働省から正式な回答が得られたことで、今後は根拠を持って対応できると思われる。

4. 会長行動録について（1～2月）

(斉藤会長)

会長行動録について（1～2月）について、報告がなされた。

(主な内容)

2026年1月～2月分の会長行動録について報告がなされた。

(主な意見)

- ・診療報酬改定に関する議論では、医師は病棟配置に前向きだが、看護協会の考え方や調整プロセスの確認が不可欠であり、最終的な運用は看護師長の理解に左右されるため、多職種連携を進めるうえで看護側との協議状況を把握する必要がある。
→3月12日に看護協会を訪問し意見交換を行い、実践指針は厚労省担当者や看護側責任者の確認を経て協働の意思を反映したうえで提示し、今後は看護協会の会員への発信も含めてコミュニケーションを深めていく方針。また、三団体合同で指針を発出しながら看護側との連携を継続して強化していく方針である。
- ・団体ごとの立場に偏らず全体視点で議論を進める必要があり、看護中心の印象を与える「ナースステーショ

ン」を「スタッフステーション」へ改称するなど多職種が対等に働ける環境整備を求めるとともに、3団体で多職種連携コーディネーターを育成することで若い世代も動きやすくなり、連携強化が期待される。

- ・ 1月6日の厚労省への申し入れで懸念を示した点を詳しくお伺いしたい。
→回復期病棟での看護・介護人材不足により理学療法士が恒常的な介護業務を求められ若手に負担が生じている一方、理学療法士側は本来業務外と主張し、看護側も「療養上の世話は看護の専門性」と支持するなど法律上の整理が議論の中心となり、さらに専従要件緩和による過重労働も懸念され、労働環境への十分な配慮を求めたことが今回の経緯である。
- ・ 今回の制度変更は理学療法士にとって歴史的転換点であり、会員の声を丁寧に拾うと同時に、療養上の世話など看護業務と誤解される行為に埋没せず、本来の専門性である日常生活自立の向上を発揮し役割拡大につなげるため、制度を前向きに捉えながら人手不足の現場で理学療法士の需要が高まる状況をいかに理想的な形へ導くかを議論していく必要がある。
- ・ 看護師の独占業務である「療養上の世話」が十分に議論されていない中、理学療法士の病棟配置が看護補助的扱いになるのか専門性を発揮する立場になるのかは重要であり、名称独占資格ゆえに法的根拠による専門性の主張が難しいため、協会が基本的なスタンスと注意点を明確化し方針を統一することが不可欠である。

5. 事務局報告について（1～2月）

（白石専務理事）

事務局報告について（1～2月）について、報告がなされた。

（主な内容）

以下の点が報告された。

1. 会員動向
2. 財務報告
3. 賛助会員数
4. 公文書発信収受件数
5. 後援許可
6. 協賛許可
7. 共催許可
8. 事務部門報告

（主な意見）

特になし

6. 理学療法白書 2025年度版の発行について

（白石専務理事）

理学療法白書 2025年度版の発行について、報告がなされた。

（主な内容）

理学療法白書 2025年度版について、別紙内容で発行したことを報告する。
また、出版についての詳細は以下の通りである。

- ・ 発行年月日 2026年2月27日
- ・ 販売 医学系書物を取り扱う大手書店、インターネット
- ・ 販売価格 2,500円（税別）
- ・ 部数 1,000部
- ・ 販売期間 2年間（期間終了後の残部の取り扱いについては協会が決定）

・印税 200部以上本体価格×販売部数の20%
・その他 著作権は協会に帰属
書籍販売にかかわる倉庫費用や発送費用は出版社が負担
2025年度第7回理事会にて報告の通り、2027年度より
隔年発行とし、次回は2028年発刊予定。

(主な意見)
特になし

7. 会員向け福利厚生サービスの利用状況について

(白石専務理事)

会員向け福利厚生サービスの利用状況について、報告がなされた。

(主な内容)
会員向け福利厚生サービス「クラブオフ」について、昨年度の利用実績について報告する。

(主な意見)
特になし

8. 認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関の審査結果について

(湯元副会長)

認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関の審査結果について、報告がなされた。

(主な内容)
認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関について、2025年度申請受付分(2026年度新規開講開始分)の審査が終了した。添付のとおり、審査結果について報告する。

<審査結果>※詳細は別紙のとおり

総申請件数：13件

認可：13件、不認可：なし

<スケジュール>

2025年8月1日～9月30日：申請受付

2025年9月～：申請書類の審査

2026年2月～3月：申請機関へ審査結果の通知、認定施設の公表

2026年4月～：各教育機関において開講

(主な意見)
特になし

9. 2025年度認定・専門理学療法士新規ならびに更新申請結果について

(湯元副会長)

2025年度認定・専門理学療法士新規ならびに更新申請結果について報告がなされた。

(主な内容)
認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関について、2025年度申請受付分(2026年度新規開講開始分)

の審査が終了した。添付のとおり、審査結果について報告する。

<審査結果>※詳細は別紙のとおり

総申請件数：13件

認可：13件、不認可：なし

<スケジュール>

2025年8月1日～9月30日：申請受付

2025年9月～：申請書類の審査

2026年2月～3月：申請機関へ審査結果の通知、認定施設の公表

2026年4月～：各教育機関において開講

(主な意見)

特になし

10. SAFE コンソーシアムアワードにおける企業間連携部門シルバー賞受賞について

(佐々木副会長)

SAFE コンソーシアムアワードにおける企業間連携部門シルバー賞受賞について報告がなされた。

(主な内容)

厚生労働省が開催するSAFE コンソーシアムアワードにエントリーをしたところ、昨年度に引き続き、サービス産業の企業等間連携部門においてシルバー賞を受賞したのでご報告する。

(主な意見)

特になし

11. 国際会議誘致・開催貢献賞（日本政府観光局）の受賞について

(大工谷副会長)

国際会議誘致・開催貢献賞（日本政府観光局）の受賞について報告がなされた。

(主な内容)

2025年5月に開催されたWorld Physiotherapy Congress 2025に関して、日本において今後の模範となる国際会議であると認められ、同学会を誘致した本会が国際会議誘致・開催貢献賞（日本政府観光局）を受賞した。同学会の主催はWorld Physiotherapyであるが、誘致から開催まで一貫して関わった国内の団体として本会が受賞対象となった。担当者の話では、学会開催において次世代のテクノロジーの活用や、持続可能な環境への配慮、レガシーを残すよう努め、かつ史上最大の規模で多くの国や地域の参加者を得て開催された点が評価されたとのことである。

(主な意見)

特になし

12. 常任理事会の会議報告について

(白石専務理事)

常任理事会の会議報告について、報告がなされた。

(主な内容)

常任理事会を開催したので、報告がなされた。

(主な意見)

特になし

以上